

国内外貨建債券取引約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(受渡しその他の決済方法) 第2条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(約款の変更) 第8条 <u>この約款の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、申込者が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意したものとします。</u></p>	<p>(受渡しその他の決済方法) 第2条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して4営業日目<u>(2019年7月16日以降は3営業日目)</u>とします。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p>(約款の変更) 第8条 <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>